平成２６年（フ）第２９号
岐阜県不破郡垂井町2076番地の２　河合アパート２階４号室
債務者　川久保政則
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住Ａ５―1734
債務者　垣内中　明
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間　都
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０９号
愛知県あま市木田道上34番地２
債務者　髙山　正二
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　孝征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７１号
札幌市北区屯田６条４丁目４番15号　エミネンス107号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川北　映輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６号
愛知県江南市木賀東町新塚159番地　ＤＵＰＬＥＸ国王100Ｂ102号
債務者　内田　貴士
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田宮　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２号
大分県日田市大字高瀬239番地15
債務者　古賀たまみ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一木　俊廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第１３０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目２番３号新井ハイツ102、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目２番３号
債務者　新井　　勉
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大里　定則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2745番地
債務者　永石　義浩
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６０号
静岡市葵区清閑町10番１―202号、旧住所静岡市駿河区西島360番地の３
債務者　稲葉　隆一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３８９号
札幌市中央区北６条西25丁目３番22―207号
破産者　鍛治川弘志
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
札幌市北区新川２条12丁目１番23号
破産者　株式会社フジタ営繕
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７９号
仙台市宮城野区中野字須賀30番地
破産者　ＡＨＰ株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２９号
栃木県宇都宮市横山３丁目７番10号、商業登記簿上の本店所在地栃木県宇都宮市清住３丁目７番７号
破産者　三生工業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４３号
栃木県宇都宮市清原台５丁目30番20号　コーポＴＫＢⅢ103
破産者　桑原　俊夫
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０８号
栃木県宇都宮市横山３丁目７番10号
破産者　西岡　昭雄
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０９号
栃木県宇都宮市南大通り１―４―31、住民票上の住所栃木県宇都宮市横山３丁目24番16号
破産者　西岡　徳泰
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４号
栃木県小山市南乙女２丁目７番地15
破産者　山中　　太
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７８号
埼玉県越谷市花田２丁目２番地３
破産者　株式会社らぼーれ
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目25番27号
破産者　有限会社梅津ダクト
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係